

「<sup>かぜ</sup>あいの風 <sup>かいごふくししじつむしやようせいしせつ</sup>介護福祉士実務者養成施設 <sup>つうしんかてい</sup>(通信課程)」 <sup>がくそく</sup>学則

「<sup>がくそく</sup>学則」とは、<sup>けんしゅう</sup>研修を受ける人が<sup>ひと</sup>守らなければならない<sup>まも</sup>ルールのことです。  
この<sup>がくそく</sup>学則には<sup>かぜ</sup>あいの風の<sup>じつむしやけんしゅう</sup>実務者研修を受けるときの<sup>か</sup>ルールが<sup>たいせつ</sup>書いてあります。とても大切なこ  
とが<sup>か</sup>書いてありますので、<sup>じつむしやけんしゅう</sup>実務者研修に<sup>もう</sup>申し込む前に、<sup>こ</sup>必ず<sup>かなら</sup>読んでください。  
(<sup>くろ</sup>黒い字で書いてある内容が<sup>か</sup>わかりにくい場合は、<sup>あか</sup>赤い字の内容を<sup>よ</sup>読んでください。)

<sup>せつちもくてき</sup>(設置目的)

第1条 「<sup>かぜ</sup>あいの風 <sup>かいごふくししじつむしやようせいしせつ</sup>介護福祉士実務者養成施設 <sup>つうしんかてい</sup>(通信課程)」(以下「<sup>い</sup>本施設」という。)は、  
<sup>ようかい</sup>要介護高齢者及び<sup>しょうがいしや</sup>障害者の<sup>じりつしえん</sup>自立支援に<sup>じっせん</sup>資する<sup>かいごふくしし</sup>ケアを<sup>ようせい</sup>実践する<sup>かいごふくしし</sup>介護福祉士の<sup>ようせい</sup>養成を  
めざし、<sup>ほんしせつ</sup>本施設が<sup>じっし</sup>実施する<sup>かいごふくししじつむしやけんしゅう</sup>介護福祉士実務者研修(以下「<sup>い</sup>本研修」という。)を通して、  
<sup>じゅこうしや</sup>受講者の<sup>かいごふくしし</sup>介護福祉士資格取得の<sup>しえん</sup>支援を<sup>ちいきほうかつ</sup>することとし、<sup>すいしん</sup>もって<sup>きよ</sup>地域包括ケアの<sup>もくてき</sup>推進に  
寄与することを<sup>もくてき</sup>目的とする。

この<sup>けんしゅう</sup>研修の<sup>もくてき</sup>目的は、<sup>かいご</sup>介護が必要な<sup>ひつよう</sup>お年寄りの<sup>かた</sup>方や<sup>しょうがい</sup>障害がある<sup>かた</sup>方に対して<sup>たい</sup>できる<sup>かぎ</sup>限り  
ご<sup>じぶん</sup>自分の<sup>い</sup>意思や<sup>ちから</sup>力で<sup>せいかつ</sup>生活ができるように<sup>かいごふくしし</sup>サポートする<sup>めざ</sup>介護福祉士を<sup>かいご</sup>目指し、<sup>かいご</sup>介護  
<sup>ふくしし</sup>福祉士の<sup>しけん</sup>試験を受ける<sup>う</sup>人などの<sup>ひと</sup>ために<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>けんしゅう</sup>研修を<sup>じゅこうしや</sup>することです。そして、<sup>じゅこうしや</sup>受講者の  
<sup>みなさん</sup>みなさんに<sup>ひつよう</sup>必要な<sup>ちしき</sup>知識や<sup>ぎじゆつ</sup>技術を<sup>み</sup>身に<sup>つ</sup>付けて<sup>べんきよう</sup>もらう(勉強して<sup>おぼ</sup>覚えて<sup>おぼ</sup>もらう)こと  
です。

<sup>めいしやう</sup>(名称)

第2条 本施設の<sup>めいしやう</sup>名称は、「<sup>かぜ</sup>あいの風 <sup>かいごふくししじつむしやようせいしせつ</sup>介護福祉士実務者養成施設 <sup>つうしんかてい</sup>(通信課程)」という。  
この<sup>けんしゅう</sup>研修の<sup>めいしやう</sup>名称(名前)は、「<sup>かぜ</sup>あいの風 <sup>かいごふくししじつむしやようせいしせつ</sup>介護福祉士実務者養成施設 <sup>つうしんかてい</sup>(通信課程)」  
です。

<sup>い</sup>(位置)

第3条 本施設は、「<sup>とやまけんたかおかしのみら</sup>富山県高岡市野村1548-1 <sup>かんご</sup>看護・<sup>かいごじんざいきょうどうくみあい</sup>介護人材協同組合」に置くものとする。  
この<sup>しせつ</sup>施設は、「<sup>とやまけんたかおかしのみら</sup>富山県高岡市野村1548-1 <sup>かんご</sup>看護・<sup>かいごじんざいきょうどうくみあい</sup>介護人材協同組合」にあります。  
2 面接授業は、「<sup>とやまけん</sup>富山県富山市問屋町1丁目3-18 <sup>きょうどうくみあい</sup>協同組合 富山問屋センター」、  
「<sup>とやまけんたかおかしふたがみまち</sup>富山県高岡市二上町166-2 <sup>まんようしやかいふくし</sup>万葉社会福祉センター」、<sup>とやまけん</sup>富山県小矢部市茄子島226  
<sup>ふくし</sup>福祉コミュニティ小矢部あいの風、「<sup>とやまけん</sup>富山県野々上340 <sup>ふくし</sup>福祉コミュニティ呉羽あいの  
<sup>かぜ</sup>風」、「<sup>とやまけん</sup>富山県魚津市宮津110 <sup>にいかわぶんか</sup>新川文化ホール」、「<sup>とやまけん</sup>富山県小矢部市鷺島10 <sup>くろすら</sup>クロスラ  
<sup>とやまけん</sup>ンドセンター」、「<sup>とやまけん</sup>富山県富山市新総曲輪4番18号 <sup>とやまけん</sup>富山県民会館」<sup>とやまけんたかおかしきょうでん</sup>富山県高岡市京田  
120 <sup>かぜしかく</sup>あいの風資格スクール」において実施する。  
<sup>けんしゅうちゆう</sup>研修中、<sup>なんど</sup>何度か<sup>けんしゅうかいじょう</sup>研修会場に<sup>き</sup>来て<sup>べんきよう</sup>もらって<sup>こうぎ</sup>勉強(講義や<sup>じつぎ</sup>実技の<sup>れんしゅう</sup>練習)を<sup>し</sup>します。  
<sup>ばしょ</sup>場所は「<sup>とやまけん</sup>富山県富山市問屋町1丁目3-18 <sup>きょうどうくみあい</sup>協同組合 富山問屋センター」、<sup>とやまけん</sup>富山県  
<sup>たかおかしふたがみまち</sup>高岡市二上町166-2 <sup>まんようしやかいふくし</sup>万葉社会福祉センター」、「<sup>とやまけん</sup>富山県小矢部市茄子島226 <sup>ふくし</sup>福祉コ  
<sup>とやまけん</sup>ミュニティ小矢部あいの風、「<sup>とやまけん</sup>富山県野々上340 <sup>ふくし</sup>福祉コミュニティ呉羽あいの風」、  
<sup>とやまけん</sup>富山県魚津市宮津110 <sup>にいかわぶんか</sup>新川文化ホール」、「<sup>とやまけん</sup>富山県小矢部市鷺島10 <sup>くろすら</sup>クロスラ  
<sup>とやまけん</sup>ンドセンター」、「<sup>とやまけん</sup>富山県富山市新総曲輪4番18号 <sup>とやまけん</sup>富山県民会館」<sup>とやまけんたかおかしきょうでん</sup>富山県高岡市京田120  
<sup>かぜしかく</sup>あいの風資格スクール」でやります。

しゅうぎょうねんげん  
(修業年限)

だい じょう ほんしせつ しゅうぎょうねんげん かげつじょう かいごしょくいんしよにんしゃけんしゅう ほうもんかいごいん  
第4条 本施設の修業年限は6ヶ月以上とする。ただし、介護職員初任者研修、訪問介護員  
けんしゅう きゅう ほうもんかいごいんけんしゅう きゅう かいごしょくいん きそけんしゅう しゅうりよう  
研修1級、訪問介護員研修2級、介護職員基礎研修のいずれかを修了してい  
ばあい かげつじょう  
る場合は3ヶ月以上とする。

この研修の期間は、6ヶ月以上です。ただし、介護職員初任者研修、訪問介護員研修  
けんしゅう きかん ろっかげつじょう かいごしょくいんしよにんしゃけんしゅう ほうもんかいごいんけんしゅう  
1級、訪問介護員研修2級、介護職員基礎研修の資格を持っている人は3ヶ月  
きゅう ほうもんかいごいんけんしゅう きゅう かいごしょくいん きそけんしゅう しかく も ひと かげつ  
以上です。  
いじょう

にゅうしよていいんおよ がつきゅうすう  
(入所定員及び学級数)

だい じょう にゅうしよていいん がつきゅう ていいん めい めい がつきゅうすう がつきゅう  
第5条 入所定員は、1学級の定員を10名～20名、学級数は9学級とする。

この研修の人数は、1クラス10～20人まで、最大で9クラスまであります。

ようせい かていおよ りしゅうほうほう  
(養成課程及び履修方法)

だい じょう ようせいかてい しゅるい つうしんかてい か き りしゅうほうほう せんたく  
第6条 養成課程の種類は通信課程とし、下記のいずれかの履修方法を選択する。ただし、途  
中履修方法を変更することはできない。

この研修の方法は家で自分で勉強して宿題を出したり、研修場所に集まって勉強  
けんしゅう ほうほう いえ じぶん べんきょう しゅくだい だ けんしゅうばしょ あつ べんきょう  
する方法です。家での勉強方法は下から選んでください。ただし、途中で勉強方法を  
ほうほう いえ べんきょうほうほう した えち とちゅう べんきょうほうほう  
変更することはできません。  
へんこう

(1) eラーニングのシステムによる授業 (パソコンやスマートフォンで勉強する方法)  
じゆぎょう べんきょう ほうほう  
はいふ きょうざい そ じ こがくしゅう ほんしせつ さだ しめ  
配付された教材に沿って自己学習し、本施設が定めるeラーニングのシステムに示  
された学習課題のクリア、質疑応答及び面接授業その他適切な方法により行う。

わた じぶん べんきょう つか かだい  
渡されたテキストを読んで自分で勉強し、パソコンやスマートフォンを使って課題に  
ちようせん かだい  
挑戦し、ひとつひとつ課題をクリアしていきます。

(2) 印刷教材による授業 (紙に答えを書いて郵便で送る方法)  
いんさつきょうざい じゆぎょう かみ こた か ゆうびん おく ほうほう  
はいふ きょうざい そ じ こがくしゅう しめ がくしゅうかだい たい ていしゅつ  
配付された教材に沿って自己学習し、示された学習課題に対するレポートの提出  
および面接授業その他適切な方法により行う。

わた じぶん べんきょう かだい こた かみ か ゆうびん おく  
渡されたテキストを読んで自分で勉強し、課題の答えを紙に書いて郵便で送ってら  
うほうほう  
う方法です。

2 養成課程の科目、教育に含むべき内容及び到達目標は、「社会福祉養成施設及び介護  
ようせいかてい かもく きょういく ふく ないようおよ とうたつもくひょう しゃかいふくしよせいしせつ およ かいご  
福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日社援発  
ふくししよせいしせつ せつちおよ うんえい かか ししん へいせい ねん がつ にちしやえんはつ  
だい 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))別表  
ごうこうせいろうどうしよしゃかい えんごきよくちようつうち い か くにししん べつびよう  
5に定める内容に準拠する。

けんしゅう かもく べんきょう ないよう もくひょう しゃかいふくしよせいしせつ  
研修の科目や勉強しなければならない内容や目標については、「社会福祉養成施設  
およ かいごふくししよせいしせつ せつちおよ うんえい かか ししん へいせい ねん がつ にち  
及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」(平成20年3月28日  
しゃえんはつだい 0328001 号厚生労働省社会・援護局長通知(以下「国指針」という。))  
べつびよう さだ ないよう したが  
別表5に定める内容に従います。

りしゅうめんじょ  
(履修免除)

だい じょう ほうもんかいごいん きゅうまた きゅうかてい かいごしょくいんしよにんしゃけんしゅうおよ かいごしょくいん き そけんしゅうかてい  
第7条 訪問介護員1級又は2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程  
を修了している者については、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の  
留意点について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・  
援護局福祉基盤課長)に基づき、別表に定めるところにより履修を免除することがで  
きる。

ほうもんかいごいん きゅうまた きゅうかてい かいごしょくいんしよにんしゃけんしゅうおよ かいごしょくいん き そけんしゅうかてい  
訪問介護員1級又は2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程  
の資格を持っている人は、「実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点  
について」(平成23年11月4日社援基発1104第1号厚生労働省社会・援護局  
福祉基盤課長)に基づき、別表に定めるところにより、一部免除科目(勉強をしな  
くてもいい科目)があります。

がくねん がつきおよ きゅうぎょうび  
(学年、学期及び休業日)

だい じょう がつつたち がつ にち たかおかかいじょう がつつたち がつ にち たかおかかいじょう  
第8条 ①6月1日～11月30日(高岡会場)、②6月1日～11月30日(高岡会場)、  
③6月1日～11月30日(富山会場)、④7月1日～12月31日(高岡会場)、  
⑤7月1日～12月31日(富山会場)、⑥7月1日～12月31日(魚津会場)、  
⑦8月1日～1月31日(高岡会場)、⑧9月1日～11月30日(高岡会場)、  
⑨10月1日～3月31日(高岡会場)を学年及び学期とし、休業日は次の通りと  
する。

たかおか かいじょう えら ひと がつつたち がつ にち たかおか かいじょう えら ひと  
①高岡の会場を選んだ人は6月1日～11月30日、②高岡の会場を選んだ人は6  
がつつたち がつ にち とやま かいじょう えら ひと がつつたち がつ にち たかおか  
月1日～11月30日、③富山の会場を選んだ人は6月1日～11月30日、④高岡  
かいじょう えら ひと がつつたち がつ にち とやま かいじょう えら ひと がつつたち  
の会場を選んだ人は7月1日～12月31日、⑤富山の会場を選んだ人は7月1日  
がつつたち がつ にち うおづ かいじょう えら ひと がつつたち がつ にち たかおか かいじょう  
～12月31日、⑥魚津の会場を選んだ人は7月1日～12月31日、⑦高岡の会場  
えら ひと がつつたち がつ にち たかおか かいじょう えら ひと しかく も ひと  
を選んだ人は8月1日～1月31日、⑧高岡の会場を選んだ人(資格を持っている人  
えら がつつたち がつ にち たかおか かいじょう えら ひと がつつたち  
だけ選べます)9月1日～11月30日、⑨高岡の会場を選んだ人は10月1日～3  
がつつたち がつ にち けんしゅう ひつよう きかん けんしゅう やす ひ つぎ  
月31日が研修に必要な期間となります。研修が休みの日は次のとおりです。

- 一 夏季休業(夏休み) 8月14日～8月16日
- 二 年末年始休業(年末年始の休み) 12月30日～1月3日

にゅうしょじき  
(入所時期)

だい じょう にゅうしょじき ようせいかてい かいこうび  
第9条 入所時期は、養成課程の開講日とする。  
けんしゅう かいこうび はじ  
研修は「開講日」から始まります。

にゅうしょしかく  
(入所資格)

だい じょう にゅうしょしかく ほんしせつ めんせつじゅぎょう じゅこうかのう ほんい きょじゅう もの かいご  
第10条 入所資格は、本施設の面接授業を受講可能な範囲に居住する者であって、介護  
ふくしし しかくしゅとく めぎ  
福祉士の資格取得を目指すものとする。  
けんしゅう じゅこう う ひと けんしゅうかいじょう かよ ほんい す  
この研修を受講する(受ける)ことができる人は、研修会場へ通える範囲に住ん  
でいる人で、介護福祉士の試験を受けるために、実務者研修を受講したい人です。

## （入所者の選考）

第11条 入所の選考は、受講申込書を受理した者の中から、前条の要件を満たすと認められるものにつき入所決定する。ただし、養成課程の定員に達した時点において申込受付は終了とする。

この研修は、受講申込書を提出してくれた人の中から、前条の要件を満たしていると認められた人が受講することができます。ただし、1クラスあたり20人の申込がきた時点で、そのクラスの申込受付は終了します。

## （入所手続）

第12条 入所手続きは、本施設が定める受講申込書に、本人であることを証明できる書類（免許証の写等）及び介護に関する研修（訪問介護員1級又は2級課程、介護職員初任者研修及び介護職員基礎研修課程に限る。）を修了している場合は修了証明書の写しを添付して行うものとする。

研修を受講するための手続きは、あいの風実務者研修の受講申込書と、本人であることを証明できる書類（免許証や健康保険証など）のコピーを一緒に提出してください。訪問介護員1級、2級課程、介護職員初任者研修、介護職員基礎研修課程などの資格を持っている人は、その資格の修了証明書のコピーも提出してください。

## （退学、休学及び復学）

第13条 退学しようとする者は、退学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

研修を途中でやめるときは、「退学願」という書類を提出して、あいの風の許可をもらわなければなりません。

- 2 受講者が疾病、就業先の業務の事情等止むを得ない理由により、別に定める期間を継続して修学することが困難になった場合は、その理由を明らかにした休学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

受講者（研修を受ける人）が病気や仕事先の業務の事情など、どうしてもできない理由で、途中で研修を受講することが難しくなってしまった（長い間、研修を休む）場合は、理由をよくわかるように説明した「休学願」という書類を提出して、許可をもらわなければなりません。

- 3 前項により休学が認められていた者が、復学しようとするときは、復学願を提出し、本施設の許可を得るものとする。

休んでいた人が、休んだ後でまた研修を受講したいときは、「復学願」という書類を提出して、許可をもらわなければなりません。

ざいせきぎげん  
(在籍期限)

第14条 在籍期限は原則として1年以内とする。ただし、やむを得ない場合については手続きの上、2年までとする。

研修を受講することができる期間は原則として1年以内です。ただし、病気やしごとさきぎょうむじじょうなど、どうしてもできない理由がある場合には、手続きをすれば最大2年まで受講することができます。

2 在籍期限が1年を超える場合は、事務手数料として3,000円(税込)申し受ける。

1年の間にすべての研修を終えることができなかった場合は、事務手数料として3,000円支払ってもらわないといけません。

がくしゅうひょうかおよかていしゅうりょうにんてい  
(学習の評価及び課程修了の認定)

第15条 学習の評価は、科目ごとに国指針に定める到達目標の修得状況を確認し、到達目標に達していないと認められる場合は、再度学習課題への挑戦及び評価を行う。

この研修の学習の評価は、それぞれの科目ごとに国が決めた到達目標(勉強してどれだけ理解できたか)を確認し、目標を達成できていないとわかった場合は、もう一度課題に挑戦してもらって評価をします。

(1) eラーニングのシステムによる授業

パソコンやスマートフォンを使って課題をする勉強方法

各学習課題の評価は、70%以上を合格とする。70%未満の場合は、再度学習課題に挑戦(学習課題は、ランダムに提示される)し、合格するまではその学習課題は修了とならない。

それぞれの学習課題の評価は、テスト問題の70%以上の正解で合格となります。

70%以上正解できなかった場合は、もう一度学習課題に挑戦してもらいます。

その時のテスト問題はランダムで出題されます。合格することができるまで、何回でも挑戦してもらいます。

(2) 印刷教材による授業

紙に書かれた問題を解いて課題をする勉強方法

各学習課題のレポートの評価は、各100点を満点とし、60点以上を合格、59点以下を不合格とする。不合格の場合は、再度学習課題に挑戦し、合格するまでレポートの提出を繰り返す。ただし、レポートの再提出に関する郵送料等は受講者の負担とする。

それぞれの学習課題の評価は、それぞれの科目のテストで100点を満点として、

60点以上正解できれば合格です。59点より少ない点数の場合は不合格となります。

不合格だった場合は、もう一度学習課題に挑戦してもらい、合格することができるまで、何回でも挑戦して課題を提出してもらいます。ただし、レポート(テスト問題)を再提出するために必要な郵送料などはご自分で準備して支払ってください。

- 2 介護過程及び生活支援技術については、介護過程Ⅲにおける面接授業を通して評価する。
- 介護過程と生活支援技術の科目については、「介護過程Ⅲ」という面接授業（研修会場に集まってみんなで勉強すること）を通して評価します。
- 3 面接授業の場合において、授業開始から15分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず欠席する場合は、欠席届を提出するものとする。欠席した場合は第17条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を3分の2以上の出席に達しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。
- 面接授業（研修会場に集まってみんなで勉強すること）の場合、授業が始まってから15分以上遅れてきた場合はお休みとして扱います。また、どうしてもできない理由で講義をお休みしたい場合は、「欠席届（お休みをする理由を書く書類）」を提出してください。お休みした場合は、別の日に必ず補講を受けてください。面接授業を3分の2以上出席（講義に行くこと）ができなかった人、医療的ケアの実技演習の決められた回数をできなかった人は、研修に合格することができません。
- 4 本研修の総合的な修得度の評価は、介護過程Ⅲにおいて行うこととし、到達目標に達していないと認められる場合は、課題の再提出及び再評価を行う。
- この研修の全体的に勉強できたかどうかの評価は、介護過程Ⅲにおいて判断します。合格するための目標をクリアしていない場合は、もう一度課題に挑戦してもらいクリアできたかどうか確認します。
- 5 本施設を修了した者には、修了証明書を交付する。
- あいの風実務者研修を修了する（最後まで勉強して、試験に合格する）ために必要な勉強が全部終わった人は、「修了証明書」がもらえます。
- 6 修了証明書（実務者研修試験センター提出用修了証明書、見込証明書含む）の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。ただし、再発行手数料として、1枚につき3,000円（税込、レターパックライト郵送代込）を申し受けるものとする。改姓など受講者都合による修了証の再発行についても、同様の扱いとする。
- 修了証明書や介護福祉士の試験を受けるために提出する修了証明書、見込証明書などをなくしてしまったり汚してしまったりした場合は、あいの風に言ってもらえれば、再発行（もう一度印刷して新しいものをお渡し）することができます。ただし、再発行するためには手数料として1枚につき3,000円支払ってもら必要があります。再発行した修了証明書はレターパックという郵便で送るので、その分のお金も3,000円の中に含まれています。名字が変わったなどご自分の都合で修了証を新しく発行してほしい時も同じようにお金がかかります。

じゅこうりょう  
(受講料)

だい じょう ほんしせつ じゅこうりょう だい じょうおよ だい じょう きてい じゅこうしゃ かいご かん  
第16条 本施設の受講料は、第7条及び第12条に規定する受講者のこれまでの介護に関する  
けんしゅう じゅこうじょうきょう おう つぎ とお  
研修の受講状況に応じて次の通りとする。

かぜじつむしやけんしゅう じゅこうりょう けんしゅう う ひつよう かね かいご かん  
あいの風実務者研修の受講料（研修を受けるために必要なお金）は、介護に関する  
しかく も しかく も か  
資格を持っているか持っていないかで変わります。

一 きけんしゅうみじゅこうしゃ えん ぜいこみ だいとう ふく い かおな  
既研修未受講者 100,000円（税込、テキスト代等を含む、以下同じ。）  
むしかく にん なに しかく も ひと だい ふく ねだん い かおな  
無資格の人（何も資格を持っていない人）（テキスト代も含まれた値段。以下同じ。）

二 ほうもんかいごいん きゅうかてい えん  
訪問介護員2級課程 80,000円  
きゅう しかく も ひと  
ホームヘルパー2級の資格を持っている人

三 かいごしよくいんしょにんしゃけんしゅう えん  
介護職員初任者研修 80,000円  
しょにんしゃけんしゅう しかく も ひと  
初任者研修の資格を持っている人

四 ほうもんかいごいん きゅうかてい えん  
訪問介護員1級課程 50,000円  
きゅう しかく も ひと  
ホームヘルパー1級の資格を持っている人

五 かいごしよくいん き そけんしゅうかてい えん  
介護職員基礎研修課程 30,000円  
かいごしよくいん き そけんしゅう しかく も ひと  
介護職員基礎研修の資格を持っている人

2 ざいりゅうがくにん じゅこうしゃ よ かた つ きょうざい しょう えいごきょうし  
在留外国人である受講者においては、読み方（ルビ）付きの教材の使用、英語教師  
による ほうじょ ほんやく しょう つぎ とお  
補助、翻訳ツールの使用のため、次の通りとする。

がいこくじんじゅこうせい ひと つ きょうざい えいごきょうし ほんやくき つか  
外国人受講生の人で、ふりがな付きの教材や英語教師のサポート、翻訳機を使って  
いろいろなかサポートを受けながら勉強をしたい人は、次の値段になります。

一 きけんしゅうみじゅこうしゃ えん ぜいこみ だいとう ふく い かおな  
既研修未受講者 130,000円（税込、テキスト代等を含む、以下同じ。）  
むしかく にん なに しかく も ひと だい ふく ねだん い かおな  
無資格の人（何も資格を持っていない人）（テキスト代も含まれた値段。以下同じ。）

二 ほうもんかいごいん きゅうかてい えん  
訪問介護員2級課程 110,000円  
きゅう しかく も ひと  
ホームヘルパー2級の資格を持っている人

三 かいごしよくいんしょにんしゃけんしゅう えん  
介護職員初任者研修 110,000円  
しょにんしゃけんしゅう しかく も ひと  
初任者研修の資格を持っている人

四 ほうもんかいごいん きゅうかてい えん  
訪問介護員1級課程 80,000円  
きゅう しかく も ひと  
ホームヘルパー1級の資格を持っている人

五 かいごしよくいん き そけんしゅうかてい えん  
介護職員基礎研修課程 60,000円  
かいごしよくいん き そけんしゅう しかく も ひと  
介護職員基礎研修の資格を持っている人

だい じょう つうしん かてい り しゅうほうほう じゅ  
ただし、第6条における通信課程の履修方法については、eラーニングによる授  
ぎょう よ かた つ たいおう いんさつきょうざい じゅぎょう せんたく  
業は読み方（ルビ）付きの対応ができないため印刷教材による授業のみ選択でき  
る。

だい じょう つうしん かてい り しゅうほうほう  
ただし、第6条における通信課程の履修方法については、eラーニングによる  
べんきょうほうほう つ たいおう いんさつきょうざい べんきょうほうほう えら  
勉強方法はふりがな付きの対応ができないので、印刷教材による勉強方法のみ選  
ぶことができます。

- 3 納入された受講料は原則として返還しない。ただし、開講前の辞退申し出については、教材発注その他の開講準備に要する費用が発生するため、次に記載する返還額に応じて返還するものとする。その際の振込手数料は受講予定者負担とする。支払いがすでに終わった受講料（研修を受けるために必要なお金）は、原則として返金しません。ただし、開講前に辞めたいと言った場合については、教材発注やその他の開講準備に必要な費用が発生するため、次の表に書いてある返金額に応じてお金を返金します。ただし、返金するときに必要な振込手数料などを引いた金額を返金します。

辞退を申し出た日 (辞めたいと言った日)	返還額 (返金する額)
それぞれの学級ごとに定められた受講申込締切日まで (クラスごとに決められた受講申込締切日まで)	受講料の全額 (受講料全部)
受講申込締切日翌日から開講14日前まで (受講申込締切日の次の日から開講する14日前まで)	受講料の半額 (受講料の半分)
開講14日前を超過後 (開講する14日前を過ぎてのキャンセル)	なし (返金できません)

- 4 「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」オリジナル割引を行うこともある。  
「あいの風 介護福祉士実務者養成施設（通信課程）」独自の割引をすることもあります。

ほこう  
(補講)

第17条 面接授業を欠席した場合は、有料にて補講を受講するか、次回の研修で当該授業を受講することにより修了する。

面接授業（研修会場に集まってみんなで勉強すること）をお休みした場合は、有料（支払ってもらった受講料とは別にお金を支払ってもらう）でお休みした分の授業を受けるか、別の会場で行われる同じ授業を受けることで、合格したとします。

- 2 有料にて補講を受講する場合は、1講義（1時間）3,000円（税込）とする。  
有料（支払ってもらった受講料とは別にお金を支払ってもらう）でお休みした分の授業を受ける場合は、1時間につき3,000円支払ってもらいます。

きょうしよくいん そしき  
(教職員の組織)

第18条 本施設に、施設長、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員、医療的ケア担当教員及びその他必要な教職員、事務職員をおく。

あいの風には、あいの風の施設の管理者、教務主任、専任教員、介護過程Ⅲ担当教員（介護の先生：介護福祉士）、医療的ケア担当教員（看護の先生：看護師）、その他にも研修のために必要な職員、事務を担当する職員がいます。

しょうぼつ  
(賞罰)

第19条 受講者が次の各号に該当した場合は、懲戒、停学又は退学処分をすることができる。

受講者が学則に違反するような行動やルールを守ることができないとき、受講者として良くないことをした場合は、あいの風が受講者を注意したり、研修を中止したり、受講者に「研修をやめてください」と言うかもしれません。

- 一 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者  
勉強をしようという気持ちがなく、研修に合格することができないだろうと思われる人。
- 二 研修の秩序を乱し、受講生として本分に反した者  
研修のルールを守らなかったり、他の受講生に迷惑をかけた人、また、学生としてしなければならないことをしない人。

じょうほうかいじ  
(情報開示)

第20条 以下の情報開示に関する事項についてはホームページ(www.ainokaze.ne.jp)にて開示。

以下の情報についてはあいの風のホームページに書いてあります。

- 1 設置者に関する情報
  - 一 設置者の法人種別、名称並びに主たる事務所の所在地及び連絡先
  - 二 法人の代表者氏名
  - 三 実務者養成施設等以外の実施事業
  - 四 財務諸表
- 2 実務者養成施設等に関する情報
  - 一 実務者養成施設等の名称、住所及び連絡先
  - 二 実務者養成施設等の代表者の氏名
  - 三 実務者養成施設等の開設年月日
  - 四 学則等
  - 五 実務者養成施設等の研修施設、図書室(蔵書数を含む。)等の設備の概要
- 3 養成課程に関する情報
  - 一 養成課程のスケジュール(期間、日程、時間数)
  - 二 定員
  - 三 入所までの流れ(募集、申込、資料請求先)
  - 四 費用
  - 五 科目ごとのシラバス
  - 六 教員数、科目ごとの担当教員名(教員の氏名、略歴、保有資格)
  - 七 使用する教材
  - 八 通信課程における面接授業の実施地域
- 4 実績に関する情報
  - 一 卒業者の延べ人数

## 5 その他の情報

### 一 その他、入所者又は入所希望者の選択に資する情報

#### (最小催行人数)

第21条 この講座の最少催行人数は5名とし、それ以下の場合は原則中止とする。この場合の受講料は、全額返還する。ただし、最少催行人数に満たない場合でも、面接授業が別コースとの合同実施可能と判断した場合は開講することがある。

この研修の1クラスあたりの人数が5人より少ない場合は研修自体を辞める場合があります。もし、研修を辞める場合、支払ってもらった受講料は全部お返しします。ただし、5人より少ない場合でも、面接授業（研修会場に集まってみんなで勉強をする）が別のクラスの人たちと一緒にみんな合わせてできる場合は、研修をすることもあります。

#### (その他の事項)

第22条 この学則に定めがない事項で必要があると認められるときは、施設長が別にそれを定める。

この学則に書いていない内容で、必要があると認められるときは、施設長が別にその学則を決めることができます。

#### (附則)

この学則は、令和元年6月1日から施行する。

この学則は、令和元年6月1日から効果があります。

改	正	令和3年	10月	1日
改	正	令和4年	9月	1日
改	正	令和6年	4月	1日
改	正	令和7年	2月	1日
改	正	令和8年	6月	1日